

「おきなわ特産農産物生産体制構築事業」企画提案仕様書

1 事業の目的

沖縄県では温暖な気候条件を生かし、本土にない特色ある作物を数多く生産しており、6次産業化の取組や他地域・他産業から農林水産業への参入の動きが活発化している。

一方、近年本県の農業産出額は横ばいに推移し、農業所得の向上が課題であることから、本県の地理的優位性等を活かした収益性の高い新規品目の生産拡大が求められている。

このため県では、令和5年度より「おきなわ特産農作物モデル実証事業」を実施し、特産農産物のうち有望とされるバニラについて、栽培技術体系および収益性に関する事例を取りまとめ、市町村、関係機関等へ共有したところである。

本事業では本県におけるコーヒーの栽培技術体系の事例調査を実施するとともに、県産コーヒー及びバニラの実産体制構築について検討することを目的とする。

2 事業期間

令和8年度～10年度

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

※契約は年度ごとに締結するものとする。

4 対象品目等について

対象品目：コーヒー、バニラ

5 委託業務内容

次の(1)から(5)に掲げる項目について、発注者の指示に基づき効果的に実施すること。また、事業期間(令和8年度～10年度)中における各年度の取組内容(計画)及び年度別の概算費用を提示すること。ただし、2年目、3年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

(1) 検討会の開催【コーヒー、バニラ】

沖縄県産コーヒー、バニラについて、生産者、市町村、試験研究機関、学識経験者、加工・販売業者等からなる検討会を設置し、(2)(3)の取組方針や進捗状況等を報告する。また、生産概況や課題を整理し、県内におけるコーヒー、バニラ生産体制の構築に関する提案を行うこと。

開催回数：品目別に各2回以上

(2) 栽培技術体系の事例調査及び事例集作成【コーヒー】

県内各地域のコーヒー生産農家について、栽培体系の基礎となるデータ(育苗、土壌、資材、農薬等栽培環境に関する事、栽培作業体系等)について事例調査し、取りまとめを行う。

事例調査：4事例(東村、うるま市、南城市、久米島町)

(3) 収益性モデルの事例調査及び作成【バナラ】

県内各地域の生産農家から平張施設での経営モデルの基礎となるデータ（生産している経営体の労働時間、経営費等）について事例調査し、とりまとめを行う。

また、バナラの加工（キュアリング）工程における作業時間の確認を行う。

なお、令和7年度おきなわ特産農作物モデル実証事業で作成した温室栽培の収益性モデルを参考にすること。

事例調査：1～2例

(4) 先進地視察【コーヒー】

対象品目（コーヒー）について、先進地視察等を行う。

先進地については、生産振興が盛んな国外（台湾等）を対象とする。

(5) 事業報告書等の提出・納品

事業報告書について、委託期間終了の日までに、下記のとおり印刷製本された事業報告書及び概要版を提出すること。また、事業年度終了までに当事業で検討した栽培技術体系の事例及び収益性モデルについて冊子として取りまとめること。

【事業報告書等について】

① 事業報告書及び概要版（年度ごとに作成）

a.印刷製本物：A4判 カラー 両面 20部

b.概要版：A4判 カラー両面 4ページ程度 100部

② 栽培技術体系の事例及び収益性モデル

事業期間内にコーヒー及びバナラについて、栽培技術体系の事例集、収益性モデルの冊子作成を行う。複数年かけて作成する場合には、各年度における中間報告も冊子として取りまとめを行うこと。

a.中間報告：A4判 カラー 両面 2部

b.印刷製本物（完成品）：A4判 カラー 両面 100部

③ ①、②の電磁データ（CDまたはDVD）2枚を提出すること。

(6) 委託業務報告会の開催

本業務の上記（1）～（5）の内容・結果について、継続委託検討を行うための委託業務報告会を各年度の委託期間終了までに1回以上開催する。なお、報告会の参加者は沖縄県が選定する。

6 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。上記(1)にて定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 その他の留意事項

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者や関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 業務の実施に当たっては、「おきなわブランド戦略」との整合を図ること。
「おきなわブランド戦略」

URL: <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1028093/index.html>